

平成23年度第2回生駒市政治倫理審査会 会議録

1 会議の開催日時、場所

(1) 開催日時 平成23年11月28日(月) 午前9時50分～午前10時25分

(2) 開催場所 生駒市役所 402会議室

2 出席者

(1) 委員 中川会長、景山副会長、横田委員

(2) 事務局 今井企画財政部長、奥村総務課長、西川総務課課長補佐、飯島文書法制係長

3 配布資料

(1) 会議次第

(2) 資産等報告書及び証明書類(27名分)

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

資産等報告書の審査について

(3) その他

(4) 閉会

5 会議概要

(1) 議事について

事務局から、8月17日に就任した副市長の資産等報告書について事前審査の結果の報告を行った。

(まとめ)

特に記載事項についての疑義はなかった。

(2) その他について

市議会議員に係る資産等報告書について、総額100万円以上の預金及び貯金を市長等と同様に資産等報告書に記載するよう改める要請をしたが、その要請どおりに対応されていないことを踏まえて、市議会議員に係る資産等報告書の審査の取扱いを協議した。

(委員)

○審査会として資料を提出させることはできないのか。できないのであれば、審査会は形式的な審査をするだけで、実質的な意義はないことになる。

(事務局)

○条例の規定では審査会は調査することができることになっている。条例施行規則においても会議に出席させて説明を求めたり、必要な資料の提出を求めることができるようになっている。ただ、強制的には難しく、あくまで任意ということにはなると考えられる。

(会長)

○それでは、次年度以降、市議会の規程の改正が行われず、総額100万円以上の預金及び貯金の報告がされない場合は、条例等に基づき審査会が調査を行っていくこともあるということを要請に入れよう。

(事務局)

○それは例えば、提出された資産等報告書の記載内容が実際に合っているかということを確認するために、全ての預金及び貯金の通帳の写しの提出を求めていくということか。

(会長)

○そういうことである。

(まとめ)

○次年度以降提出される資産等報告書については、市議会の規程を改正し、総額100万円以上の預金及び貯金を報告の対象とするよう求めるとともに、改正されない場合は、条例、規則に基づいて審査会が調査することになるといった内容で要請することとする。

○上記のとおり要請することをもって、前回の会議で形式的に審査した市議会議員の資産等報告書については正式な審査とする。

上記のとおり記載した会議概要に相違ないことを証するため署名する。

平成24年3月5日

生駒市政治倫理審査会会長 中川 幾郎

生駒市政治倫理審査会副会長 景山 良一

生駒市政治倫理審査会委員 横田 保典